

羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例施行規則

平成26年4月1日

教委規則第19号

改正 平成29年1月27日教委規則第1号

改正 令和4年2月17日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例（令和4年羽島市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(取組)

第2条 教育委員会は、条例第6条に規定するいじめの防止等に関する取組として、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 保護者及び市民を対象とした講演会、学習会等の実施及びリーフレットや広報誌等による啓発活動
- (2) 教育委員会内への子どものいじめ相談窓口の設置及び国、県等の相談窓口に関する広報
- (3) いじめの早期発見や子ども同士の間関係把握するためのアンケート調査の実施
- (4) 教育委員会内にいじめ対策専門員を配置し、いじめ防止等に関わる活動の推進と対応
- (5) いじめ・不登校対策専門員及びスクール相談員、スクールソーシャルワーカーの活用
- (6) 各市立学校にいじめ問題に特化したいじめ対策担当職員の配置
- (7) 学校職員を対象とした研修会の実施

(委員長及び副委員長)

第3条 条例第12条に規定する羽島市いじめ防止専門委員会（以下「専門委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員会の会議)

第4条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の兼職の禁止)

第5条 委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることはできない。

2 委員は、市と請負関係にある企業その他これに準ずる団体の役員と兼ねることはできない。

(報告)

第6条 教育委員会は、いじめの通報又は相談を受けたときは、いじめ相談受付票(別記第1号様式)を作成し、直ちに当該児童生徒が通学する校長へ通知するものとする。

2 学校は、いじめを認知したときは、いじめ認知報告書(別記第2号様式)により教育委員会へ報告するものとする。ただし、緊急を要する事案においては、この限りでない。

3 学校は、条例第2条第9号に規定する関係機関等及び委員会へ対応を依頼するときは、教育委員会の了解を得た後通報するものとする。ただし、緊急を要する事案においては、この限りでない。

4 学校は、いじめへの対応状況や経過を、いじめ対応報告書(別記第3号様式)により教育委員会に報告するものとする。ただし、対応の途中で緊急を要する事態となった場合は、この限りでない。

(報告の対応)

第7条 教育委員会は、前条第4項の規定による報告を受け、教育委員会が重大事態の疑いがあると判断した場合は、問題解決等の支援を行うものとする。

2 教育委員会は、前条第4項の規定による報告について、専門委員会に報告し、意見及び対応を求めることができる。(条例第13条第2号)

3 教育委員会は、条例第11条第3項の規定による調査の結果を専門委員会に報告し、意見及び対応を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、教育支援センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月27日教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

いじめ相談受付票

年 月 日

（あて先）羽島市立 校長

羽島市教育委員会

1. 相談受付の状況

相談日	年 月 日（ 曜日）				
相談方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
相談時間	午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで				
相談者	住所				
	氏名		性別	男・女	年齢
	連絡先	（電話）		（携帯）	
児童生徒との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 先生（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
受付者	職	氏名			

2. 相談内容

(1) いじめられたと訴えている児童・生徒の情報

学校名		学年	
住所			
児童・生徒名	氏名	性別	男・女 年齢
保護者氏名		続柄	
連絡先	（電話）		（携帯）

(2) いじめたとされる児童・生徒の情報（必要に応じて適宜行を追加すること）

1	学校名		学年	
	住所			
	児童・生徒名	氏名	性別	男・女 年齢
	保護者氏名		続柄	
	連絡先	（電話）		（携帯）
2	学校名		学年	
	住所			
	児童・生徒名	氏名	性別	男・女 年齢
	保護者氏名		続柄	
	連絡先	（電話）		（携帯）

第2号様式（第6条関係）

いじめ認知報告書

年 月 日

（あて先）羽島市教育委員会

羽島市立

校長

1. いじめ認知の状況

認知日	年 月 日（ 曜日）
認知方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）
相談時間	午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
相談者	いじめを認知した時の状況
担当者	職 氏名

2. いじめの発生状況

(1) いじめられたと訴えている児童・生徒の情報

学校名		学年	
住所			
児童・生徒名	氏名	性別	男・女 年齢
保護者氏名		続柄	
連絡先	(電話)	(携帯)	

(2) いじめたとされる児童・生徒の情報（必要に応じて適宜行を追加すること）

1	学校名		学年	
	住所			
	児童・生徒名	氏名	性別	男・女 年齢
	保護者氏名		続柄	
	連絡先	(電話)	(携帯)	
2	学校名		学年	
	住所			
	児童・生徒名	氏名	性別	男・女 年齢
	保護者氏名		続柄	
	連絡先	(電話)	(携帯)	

(3) 認知した内容等

①いつ (日 時)		②誰が (主たる相手)	
③どこで (場 所)		④なぜ (原因・動機)	
⑤だれと (複数の場合)			
⑥誰に対し (被害者等)			
⑦どんな方法で (方 法)			
⑧何をしたか (行為とその結 果)			
⑨その他相談内 容等			

(4) 当面の学校での対応方針

備考 (※配慮すべき内容等)

(5) その他 (早期解決した場合はこの欄で報告する。)

--

※この様式は、学校でいじめを認知した場合、事態の把握と当面の対応をし、それらの状況を教育委員会に報告するのに使用する。

※いじめ相談受付表を市から提出された案件については、この様式の提出は省略することができる。

第3号様式（第6条関係）

いじめ対応報告書

年 月 日
(報告第 報)

(あて先)

報告者

年 月 日付、(いじめ相談受付票・いじめ認知報告書)において認知した事項について、下記のとおり学校での対応を報告します。

記

年・月・日	学校での対応	児童生徒・保護者の意見	備考
・ ・			

■いじめ防止専門委員会への依頼 (有 ・ 無) 該当に○

依頼して意見を求めたい事を記載

■解決日 年 月 日

第4号様式（第7条関係）

是 正 要 請 ・ 支 援 通 知 書

年 月 日
(報告第 報)

(あて先) 羽島市教育委員会

羽島市いじめ防止専門委員会

年 月 日付、いじめ対応報告書において依頼があった事項について、羽島市子どものいじめの防止に関する条例第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

意見を求められていたこと	
添付資料	あり（別紙 枚） ・ なし
是正などの措置内容及び支援の内容等	
備考	

第5号様式（第7条関係）

是 正 要 請 ・ 支 援 報 告 書

年 月 日
(報告第 報)

(あて先) 羽島市いじめ防止専門委員会

羽島市教育委員会

年 月 日付、是正要請・支援通知書において通知のあった件について、学校及び市において下記のとおり対応しましたので、その経過等につき、羽島市子どもいじめの防止に関する条例第12条第3項の規定により、報告します。

記

是正などの措置内容及び支援の内容等	
-------------------	--

■上記を受けて行った対応と経過等

年・月・日	学校（市）での対応	児童生徒・保護者の意見	備考
・			

■解決日 年 月 日

※備考

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 6 条関係)

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 7 条関係)